

平成20年度事業報告書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月31日

社団法人 日本レコード協会

平成21年5月29日

目 次

[1] レコードの普及に関する事	1
1 . 音楽 CD 再販売価格維持制度の擁護とパッケージ市場の開拓・強化	
2 . 配信マーケットの整備	
3 . 日本音楽の海外ライセンス促進	
4 . 各種セミナーの開催	
5 . その他	
[2] レコードに関する調査研究および統計に関する事	2
1 . 市場調査、産業統計の充実	
2 . 音楽に関する消費者実態調査の実施	
[3] 録音による芸術文化の保存に関する事	2
1 . 歴史的音源アーカイブ事業の推進	
2 . 日本ゴールドディスク大賞の刷新	
3 . 文化庁芸術祭への協力	
4 . 日本プロ音楽録音賞の共催	
[4] 著作権・著作隣接権等に関する事	3
1 . 携帯電話向け違法音楽配信への対応強化	
2 . 違法ファイル交換 (P2P) への対策の継続強化	
3 . 識別マーク (エルマーク) の普及	
4 . 著作権法改正への取組み強化	
[5] レコードに関する出版物の刊行等	4
1 . 出版物の刊行	
2 . ホームページの運営	
[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め ならびに徴収および分配	4~5
1 . 二次使用料収入の拡大	
2 . 二次使用料分配ルールの抜本的な見直し	
3 . 放送番組のインターネットでの利用促進支援	
[7] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、 金額の取り決めならびに徴収および分配	5

[8] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配	5
1 . 私的録音補償金	
2 . 私的録画補償金	
[9] その他	6
1 . 協会組織のあり方の見直し	
2 . 国内・国外の団体、機関との連携活動	
3 . レコード倫理審査会の開催	
4 . “ISRC” (International Standard Recording Code) の管理機関としての活動	
5 . 福祉・厚生施設へのレコード寄贈	

以上

平成 20 年度事業報告書

〔事業活動〕

〔 1 〕レコードの普及に関すること

1 . 音楽 CD の再販売価格維持制度の擁護とパッケージ市場の開拓・強化

- (1) 6 月の公正取引委員会著作物再販協議会において、弾力運用の進捗状況を説明し、他業界より取組みが進んでいるとの評価を得た。また、「知的財産推進計画 2008」から「音楽用 CD の再販売価格維持制度を検証する」との項目が削除された。さらに、音楽ユーザーへの利益還元の一環として今年度もインターネット廃盤セールを 1 月 23 日～2 月 6 日に実施するとともに、3 月に会員各社の弾力運用の取組みを取り纏め公正取引委員会へ提出した。
- (2) パッケージ需要拡大のため、6 月に CD ショップ店員の数名が中心となって立ち上げた Web サイト「全日本 CD ショップ店員組合」の運営を支援した。現在、Web 参加のショップ店員は約 60 名、一次投票者は 148 名とネットワークが広がっている。2 月の二次投票 (101 名) を経て、授賞式を来期 (5 月 12 日) に執り行い、併せて受賞作品の店頭展開を行う予定である。
- (3) 製販合同で「STOP ! ILLEGAL COPY キャンペーン」を 6 月まで継続し、一定の効果が得られた (7 月の調査では、24% が認知し、うち 42% に効果が認められた)。また、調査結果として大きな効果が認められた啓発ポスターをリニューアルし、12 月に CD 販売店へ再配布した。

2 . 配信マーケットの整備

- (1) 「着うたフル®」ウィークリーチャートシステムの構築、テストランの実施、その後参加発売会社を拡大するスキーム変更等を行い、新年度公表開始に向け準備を進めた。また、4 月の放送局における番組改編を狙い今年 2 月にウィークリーチャート公表開始のプレスリリースを行い、マスコミでのチャート活用を促進した。(毎週 TV3 番組で放映、Web3 サイトで掲載が決定済)
- (2) 配信用 ID の国際規格である GRid (Global Release ID) について、情報・技術委員会で導入の可能性を検討した結果、GRid は日本の携帯ビジネスのニーズを十分には満たさず、また、ID の標準化だけでは配信実務の効率化は達成できないとの結論となった。来期はより総合的な解決策を検討する予定である。

3 . 日本音楽の海外ライセンス促進

- (1) 国際コンテンツフェスティバル (「 Co・Festa 」) と連動して開催される音楽産業・文化振興財団 (PROMIC) 主催の東京アジアミュージックマーケット (TAM) において、パイヤーの招聘者枠を拡大し、欧米 19 名・アジア 30 名の計 49 名を招聘、当協会会員等 21 社がライブ及びプレゼンテーションを実施した。その結果 3 月末現在、パッケージが成約 31 件、交渉中 31 件、音楽配信が成約 3 アーティスト、交渉中 7 件、海外ライブが決定 2 アーティスト 12 ヶ国、交渉中 5 アーティストと、大きな成果を上げることが出来た。(前回最終実績パッケージ成約件数 27 件)
- (2) 日本音楽ポータルサイト「日本音楽娯楽快線 (中国語・英語)」を経済産業省の支援を得

て6月に開設、平成21年3月末で36万プレビューを記録した。また、内容充実のため放送局等とのタイアップにこぎつけ、また機能増強によりアーティスト情報のデータベース化が可能となった。

- (3) 中国におけるインターネット上の著作権侵害対策として、当協会がコンテンツ海外流通促進機構(CODA)に先行して認証機関としての業務を開始するための中国国家著作権局、経済産業省及びCODAとの事前調整を完了した。

4. 各種セミナーの開催

(1) RIAJ セミナー

会員社及び関係団体対象に10回開催した。

(2) 大学寄付講座

今年度は慶応義塾大学及び立教大学で開講した。

5. その他

- (1) “Music J-CIS” (Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として、音楽権利情報データベースを充実させユーザーへのサービスを拡大するため、平成20年度発売新譜等の楽曲情報取り込みを実施した。その結果、平成20年度末時点での収録楽曲総件数は約345万件まで拡大した。

[2] レコードに関する調査研究および統計に関すること

1. 市場調査、産業統計の充実

音楽パッケージソフトの月別生産実績、並びに四半期毎の音楽配信実績を集計し公開した。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

音楽の認知・購入経路調査をメインテーマとし、2008年度音楽メディアユーザー実態調査を行った。

[3] 録音による芸術文化の保存に関すること

1. 歴史的音源のアーカイブ事業の推進

平成22年度からの国立国会図書館でのアーカイブ公開を実現するため、利活用等の運用、事業コスト等について「歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (HiRAC)」の場で協議し、概要を決定した。その結果、平成21年～24年度の4年間にわたり年3,500万円(合計1億4,000万円)の国庫助成が確定した。

2. 日本ゴールドディスク大賞の刷新

第23回授賞式(3月2日開催)は3年ぶりにアーティストのライブパフォーマンスを復活させ、民放TV及びラジオ局で放送した。後日のパブリシティでは、TV露出が前回30分から77分超へ、また全体の広告費換算で倍増の成果を得た。

3. 文化庁芸術祭への協力

「第63回文化庁芸術祭」のレコード部門申請窓口として66作品を参加申請し、参加が承認された31作品の中から芸術祭大賞1作品、優秀賞3作品が選出された。

4. 日本プロ音楽録音賞の共催

優秀な音楽録音作品を選定し、その録音エンジニアを顕彰する日本プロ音楽録音賞を(社)

日本音楽スタジオ協会、日本ミキサー協会、(社)日本オーディオ協会、演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest および当協会が共催し、平成 20 年 12 月 4 日虎ノ門パストラルにおいて第 15 回授賞式を開催した。

[4] 著作権・著作隣接権等に関すること

1 . 携帯電話向け違法音楽配信への対策強化

(1) 携帯電話向け違法音楽配信の根絶を目指し、当協会で実効性の高い技術的対策を検討した結果、平成 21 年度から総務省が設置する「違法音楽配信対策 WG」の場で関係者による具体的な検討を進めることとなった。

(2) 当協会の違法音楽ファイル探索作業で収集した情報を利用して次の対策を実施した。

年度内に約 3 万 5 千件の違法音楽ファイルの削除要請をプロバイダに対して行うとともに、作業方法の見直しにより、削除要請実施までの期間短縮を実現した。

携帯キャリアにおける違法サイトのフィルタリングのため、5 月から違法サイト情報の提供を開始した。

一部携帯キャリアの協力を得て、検索エンジンの検索結果表示から違法サイトの情報を除外する対応を 10 月から開始した。

(3) 悪質な携帯電話向け掲示板サイト「第 世界」に対する警察の捜査に協力した。その結果、運営者等 2 名が摘発され、主犯格の男性には懲役 3 年執行猶予 5 年及び罰金 500 万円の判決が下された。また、平成 19 年に逮捕された携帯電話向け違法配信サイトの運営者等 4 名に対し、総額約 1,800 万円の損害賠償請求を行った。

2 . 違法ファイル交換 (P2P) への対策の継続強化

(1) WinMX による違法アップローダー 4 名に対し損害賠償請求等を行うため、3 月にプロバイダ 2 社に対し発信者情報開示請求を実施した (通算 3 回目) 。

(2) Winny について、ISP 団体と権利者団体とで構成する「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」の検討に参画し、ISP と共同で実施する権利侵害対策に対応するガイドラインの検討を行った。また、技術を用いた権利侵害の証拠収集作業を 1 月から開始し、違法音楽ファイルの流通実態把握を行った。

(3) 音楽関係各団体と連動し、適宜プレスリリース等の広報対応を行った。(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) 及び日本国際映画著作権協会 (JIMCA) と 12 月に実施した P2P ユーザー調査結果に関するプレスリリースは NHK ニュースで採り上げられた他、新聞 4 紙等で報道された。

3 . 識別マーク (エルマーク) の普及

(1) 識別マーク (エルマーク) の対象について、従来の音楽ダウンロード配信に加え、(社)日本映画製作者連盟等の映像権利者団体の協力により 3 月 18 日から映像配信 (ダウンロード及びストリーミング) にも範囲を拡大した他、音楽ストリーミング配信も対象に加えた。その結果、平成 20 年度末時点で 180 事業者が運営する 1,133 配信サイトまで広がった。

(2) 「携帯音楽を守りたい」大型キャンペーンを携帯サイトを中心に 5 月末まで継続した。6 月からは昨年引き続きアーティストの協力を得て携帯サイトでの呼びかけキャンペーンを

実施した。

- (3) 識別マーク（エルマーク）の認知訴求を図るべく PC 及びモバイルの当協会ホームページ上に説明サイトを設置、また音楽関係 6 団体による sarah 助成事業「Happy Music Cycle」キャンペーンは、識別マーク（エルマーク）に焦点を絞り 3 月に実施した。
- (4) 著作権法第 30 条改正の閣議決定を受けて、違法音楽ファイルのダウンロードの問題と識別マーク（エルマーク）の話題が 3 月 11 日民放の朝のテレビ番組で取り上げられた。

4. 著作権法改正への取組み強化

(1) 著作権法第 30 条の見直しへの対応

文化審議会著作権分科会において、違法配信からの私的録音録画を 30 条の範囲から除外する法改正の方向が決定され、今通常国会に法案が上程された。一方、私的録音録画補償金問題については、メーカー側の反対により著作権分科会の中では結論が得られなかった。現在、他の権利者団体と共に、私的録音録画の実態調査・国民向け広報活動等について WT を組織して対応を検討している。

(2) レコード保護期間の延長

文化審議会著作権分科会において、著作権保護期間の延長について賛否両論を併記した中間整理が取り纏められ、レコード等の著作隣接権の保護期間延長についても、併せて検討することが適当との整理がなされた。

(3) レコード演奏権立法化へのロードマップ作成と具体的活動の開始

平成 25 年度の法改正に向けた 5 年間のロードマップを作成し、今年度は特に実演家団体との協力関係構築を進めるとともに、レコード演奏権の潜在市場規模に関する調査を実施した。

[5] レコードに関する出版物の刊行等

1. 出版物の刊行

月刊機関誌「THE RECORD」を発行し、会員社、関係団体、官公庁、マスメディア、業界関係者などに配布した。また、日本のレコード産業の年間統計資料集として「日本のレコード産業 2009」を和文、英文で発行し、ネット上でも公開した。

2. ホームページの運営

ユーザビリティのアップを目指し、著作権ページの全面改訂、問い合わせフォームの作成を行った。なお、当協会公式携帯サイト「Respect Our Music Mobile」においても問い合わせフォームを作成し、若年層を中心とする携帯電話のネットユーザーからの問い合わせに対応できる環境を整えた。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決めならびに徴収及び分配

1. 二次使用料収入の拡大

- (1) (社) 日本民間放送連盟との間で地上放送に関する平成 18~20 年度の三年契約が成立して過年度の差額精算を受けたほか、日本放送協会（NHK）の平成 20 年度使用料について、昨年度実績を上回る伸び率で協議が整った結果、徴収額は 57 億 3,600 万円（前年度

比 20.2%増) 権利者分配額 51 億 1,600 万円 (前年度比 21.5%増) となった。

(2) 有線テレビ放送 (CATV) の二次使用料について、(社) 日本ケーブルテレビ連盟との団体間合意に至り、平成 21 年 2 月より、各 CATV 事業者 (約 430 社) との契約締結作業を開始した。

(3) CS 放送事業者に係る平成 19~23 年度の 5 カ年契約について、(社) 衛星放送協会と合意に至り、平成 21 年 2 月より、各 CS 放送事業者 (約 100 社) との契約締結作業を開始した。

2. 二次使用料分配ルールの見直し

(1) 平成 22 年度の実績分配導入を目指し、民放キー 4 局、NHK、他権利者との間で全曲報告の精度向上に向けた取組みを継続実施するとともに、放送使用時間を基準とした分配ルールを平成 21 年度に策定することとなった。

(2) 実績分配におけるキーコードとなる ISRC について、付番精度の向上、権利者情報のメンテナンス、システムの安定的運営のため、既存システムの統合・改修作業を実施した。

3. 放送番組のインターネットでの利用促進支援

(1) 平成 20 年 12 月に開始した「NHK オンデマンド」におけるレコードの送信可能化について、NHK と利用許諾契約を締結した他、昨秋以降、民放キー局が行う地上放送テレビ番組のネット配信についても利用許諾を行った。また、「NHK オンデマンド」の見逃し番組サービスについて、レコード会社専属アーティストの専属解放手続きについて当協会が窓口となって行うよう取りまとめた。

(2) 放送番組のオンデマンドストリーミング配信における洋盤参加の実演家の権利処理について、(社) 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター (CPRA) と協議・調整を行い、平成 21 年 4 月以降、当協会が実演家の権利も含めて一括して利用許諾を行うこととなった。

[7] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収及び分配

(1) 徴収額は 37 億 4,900 万円 (前年度比 5.8%増) 権利者分配額は 33 億 3,700 万円 (前年度比 8.9%増) となった。

[8] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配

1. 私的録音補償金

(社) 私的録音補償金管理協会 (sarah) から 2 億 326 万円 (前年度比 29%減) を受領し、1 億 6,688 万円 (前年度比 31%減) を権利者に分配した。

2. 私的録画補償金

(社) 私的録画補償金管理協会 (SARVH) から 4,306 万円 (前年度比 12%増) を受領し、3,531 万円 (前年度比 14%増) を権利者に分配した。

[9] その他

1. 協会組織のあり方の見直し

公益法人改革関連法施行に伴う当協会の法人形態移行を検討するため、9月に「協会組織のあり方に関する検討委員会」を立ち上げ、具体的な検討を行った。その結果、3月に同委員会の答申案が理事会に報告された。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

IFPI（国際レコード産業連盟）の中央理事会が、5月（パリ）と11月（ロンドン）に開催され、11月の中央理事会には協会長が出席した。

3. レコード倫理審査会の開催

月次会議にて会員社から発売される全邦楽作品 10,207 点について審査を行った。

4. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

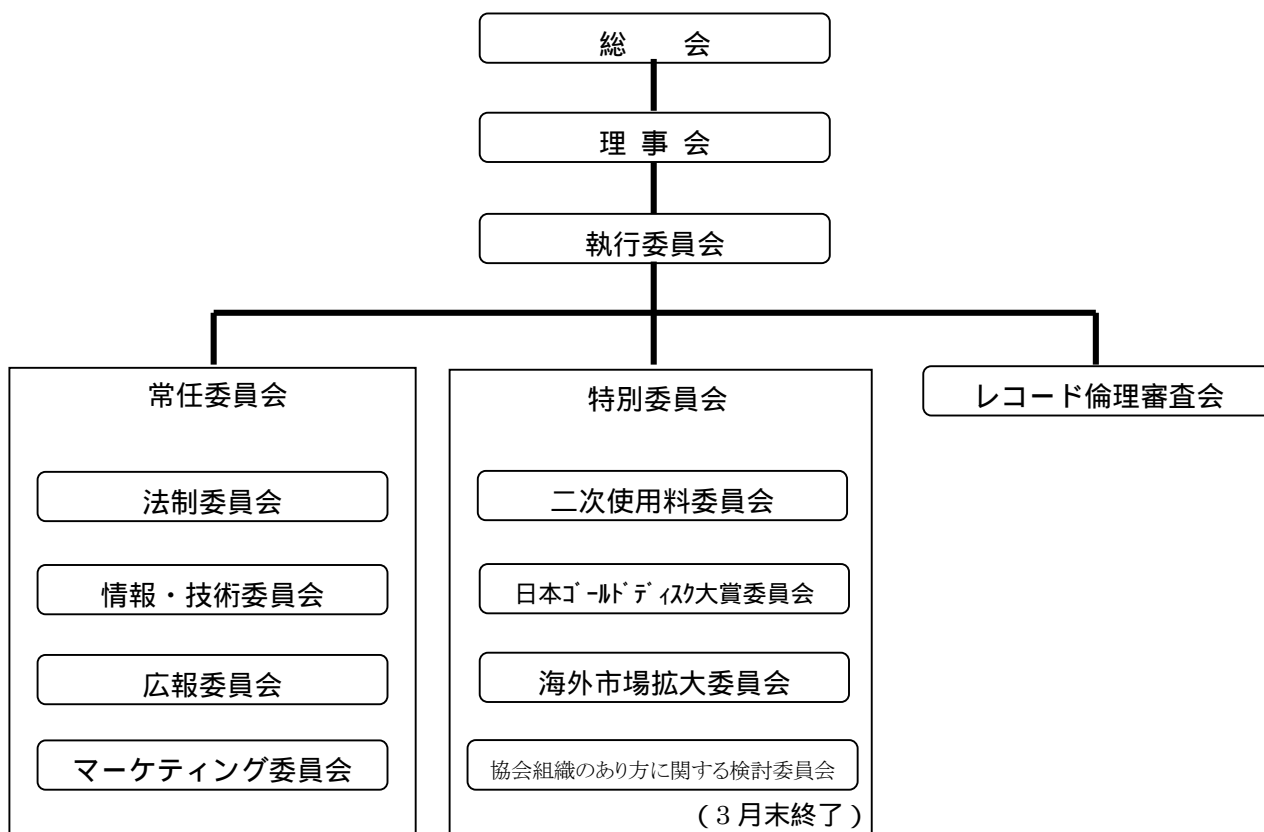
登録者コードの新規発行件数 133 件（前年度 112 件）、個別コードの発行曲数は 12,298 曲（前年度 9,401 曲）であり、3月末の累計数は登録者コード 876 件、個別コード 32,915 曲となった。

5. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

今年度（第 46 回）は、10,000 枚の音楽 CD を身体障害者福祉施設（約 500 施設）へ寄贈した。

〔運営体制〕

平成 20 年度末における当協会の運営体制は次の通りである。



以上